



2019年4月22日

富山新聞等2社による共同通信社転載記事の削除について

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」という。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、当報道があった昨年よりほぼ2ヶ月という期間を費やして、当報道に関する綿密な調査を実施してまいりましたが、当報道の内容が事実と反していることが明らかとなりました。

当報道によって、当法人は、名誉・信用を著しく損ない、多大な損害を被りました。また、今後についても、当報道が直接的あるいは間接的な原因となって、さらなる損害を被る可能性が否定できません。このため、当法人では、マーベリック法律事務所（代表弁護士：山縣敦彦、住所：東京都千代田区丸の内1-7-12）のご助力を得ながら、まず第一歩として、共同通信社による当報道を転載する形で記事を公表した各報道機関に対し、当法人による調査結果を真摯にお示しすることにより、当該報道機関のサイトに掲載されている当該記事を速やかに削除することをお願いすることから始めております。

本日、確認いたしましたところ、下記の報道機関のサイトから、共同通信社による当報道の転載記事が削除されておりましたので、ご報告いたします。当報道の転載記事を削除していただいた下記報道機関の方々に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

- ・ 富山新聞
- ・ 北國新聞

あじあ行政書士法人
法務部長 合田千華